

平成25年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成25年9月6日 午前10時04分 開会  
午後 0時04分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保健福祉部長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上下水道部長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司	代 表 監 査 委 員	柴 田 修

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	山 岡 晋	書 記	谷 口 亜 耶

6. 会議録署名議員 6番 西 井 覚 11番 川 辺 順 一

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第8号 平成24年度葛城市継続費精算報告書の報告について
- 日程第4 報第9号 平成24年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報第10号 平成24年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第6 認第1号 平成24年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第7 認第2号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第3号 平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第4号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第5号 平成24年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第6号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第7号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第8号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第9号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第10号 平成24年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第37号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議第38号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第18 議第39号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第40号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第41号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第42号 葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第43号 葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第44号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第24 議第45号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第25 議第46号 平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第26 議第47号 平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時04分

**寺田議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しております。平成25年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知のほどをよろしくお願ひいたします。

本日、平成25年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、9月に入りましたが、相変わらず厳しい残暑が続いております。議員各位におかれましては、体調には十分ご留意いただき、本定例会も議会運営が円滑に進行できますよう、格段のご協力をお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第26までの24議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果についての報告がありました。お手元に配付しておりますので、ご清覧のほどを賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会委員長より教育に関する事務の点検及び評価報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付し、ご報告といたします。

次に、7月31日から8月2日に実施いたしました議会全員視察研修及び各常任委員会視察研修の結果報告書が副議長及び各常任委員長より議長宛てに提出されております。報告書はお手元に配付しておりますので、その概要についてそれぞれご報告願います。

まず、議会全員視察研修の結果の報告をお願いいたします。

13番、川西茂一君。

**川西副議長** 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、議会全員視察の研修の結果につきましてご報告を申し上げます。

去る7月31日及び8月2日の2日間、平成25年度議会全員視察研修を実施いたしました。7月31日には議会改革についてをテーマに佐賀県嬉野市議会へ、また8月2日には三者協働によるごみの減量についてをテーマに福岡県筑紫野市へそれぞれ訪問し、視察研修を受けてまいりました。

初めに、佐賀県嬉野市議会では議会活性化特別委員会委員長より、これまでの議会改革の主な取り組みとして、議会基本条例の制定、インターネットによる議会のライブ中継や録画放送の開始、議会報告会の開催、また理事者側の反問を認めるなどとの説明を受け、活発な質疑を交わしてまいりました。

なお、嬉野市議会は全国810市区議会を対象に議会の情報公開や住民参加、議会の運営方法などの取り組みを調べた第2回議会改革度調査においては第3位となっておりますが、このことに満足するのではなくして、嬉野市議会のモットーとして「議員が変われば議会も変わる、議会が変われば行政も変わる、行政が変われば嬉野市も変わる。」として、日々努力されておられました。

次に、福岡県筑紫野市では、ごみの減量に当たっては市民、業者、行政がそれぞれの役割を認識し、お互いの力を合わせて行動していくことが極めて重要であることから、三者の相互連携、情報交換を目的に設立したごみ減量推進連絡協議会の取り組みについて研修を受けました。ごみ減量推進連絡協議会は、賛同団体として区長会や地域婦人会などの市民団体、また官公庁、商工会や事業所など計65団体で構成されております。チラシの作成はフリーマーケットの開催やレジ袋の削減に関する取り組みなどを実施しておられました。参加した議員からは、協議会設立の経緯や設立後のごみ収集体制、またごみの夜間収集等の取り組みについて活発な質疑を交わしてまいりました。

今回の視察研修において見聞させていただいたことは、議会改革につきまして葛城市はまだ改革途上ではありますが、これからの議会改革の指針として参考となりました。また、ごみの減量についても、今後の葛城市のさらなるごみの減量化を進める上で大いに役立ててまいりたいと考えております。

以上、平成25年度議員全員視察研修の報告とさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

**寺田議長** 次に、総務文教常任委員会視察研修の結果の報告をお願いします。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、総務文教常任委員会視察研修の結果についてご報告いたします。

去る8月1日に本常任委員会視察研修として、福岡県久留米市並びに佐賀県佐賀市NPO スチューデント・サポート・フェイスへそれぞれ視察研修を行いましたので、その内容についてご報告いたします。

初めに、福岡県久留米市において、同市の人事評価制度の仕組みや年間の流れ、評価の結果の活用及び人事評価制度の成果と問題点についてご説明をいただきました。

次に、NPO スチューデント・サポート・フェイスにおいては、子ども、若者自立支援について、平成15年度の設立以降、訪問支援のほか、体験型イベントの開催等により学校復帰、進学、就職等、改善率9割以上の実績を上げ、社会的自立に至るまで一貫した支援を行っているとの説明を受けました。これらの先進的事例を学び、葛城市の人材育成並びに教育行政の推進に役立てまいります。

以上をもちまして、平成25年度総務文教常任委員会視察研修の報告といたします。

**寺田議長** 次に、民生水道常任委員会視察研修の結果の報告をお願いします。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、民生水道常任委員会視察研修の結果についてご報告いたします。

去る8月1日に本常任委員会視察研修として、佐賀県多久市並びに佐賀県小城市へそれぞれ視察研修を行いましたので、その内容についてご報告いたします。

初めに、佐賀県多久市における視察研修では、特定健診受診率向上に向けた取り組みをテーマに研修を受けました。多久市では、平成24年度の特定健診受診率が佐賀県内トップの

53.4%であり、受診率を高めるため継続受診率を維持することや継続未受診者の状況把握、40歳の新規対象者の受診勧奨が重要であることから、地区担当の保健師による訪問に重点を置いて取り組んでおられる状況についてお話を伺いました。

次に、佐賀県小城市においては高齢者福祉サービス、保健サービスの各種取り組みと地域密着型サービスについてをテーマに、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりを目指し取り組まれている、あんま、はり、きゅう施術券の交付や高齢者移送サービス等の小城市独自の各種サービスについて説明を受けました。これらの先進的事例を学び、今後の葛城市における特定健診受診率向上や高齢者福祉に役立ててまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成25年度民生水道常任委員会視察研修の報告といたします。ありがとうございます。

**寺田議長** 次に、都市産業常任委員会視察研修の結果の報告を願います。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、都市産業常任委員会視察研修の結果についてご報告いたします。

去る8月1日に本常任委員会視察研修として、長崎県松浦市の道の駅「松浦海のふるさと館」と「鷹ら島」の2つの道の駅の視察研修を行いましたので、その内容についてご報告いたします。

松浦市には2つの道の駅があり、管理運営方式は指定管理を採用し、期間は10年間としています。また、資本金の出資割合は土地柄もあって漁業協同組合が2分の1以上を占めており、そのほかに農業協同組合、商工会議所、個人などが出資しています。

次に、道の駅の供用開始は平成17年と平成21年になっており、売り上げは順調に推移しています。道の駅の販売は主に水産物を中心にした販売であり、農産物についてはごくわずかでありました。しかしながら、2つの道の駅ともしっかりとした営業を行っており、その企業努力には感心をいたしておりました。これらの先進的事例を学び、葛城市の地域活性化事業「新道の駅建設事業」の推進に役立ててまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成25年度都市産業常任委員会視察研修の報告といたします。ありがとうございました。

**寺田議長** 続きまして、閉会中に開催されました常任委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

それでは、都市産業常任委員会委員長より報告願います。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** ただいま議長のお許しを得ましたので、都市産業常任委員会の閉会中の継続審査の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成25年7月8日及び7月30日の2日間にわたり開催いたしました。

審査の内容は、前回の6月定例会で本委員会の所管として調査事項となりました給食センター予定地寺口1666番地1の建築物の取得に関する事項について、主に葛城市寺口1666番地

1の建築確認の有無についてと建築物の取得の経緯について審査をいたしました。

初めに、葛城市寺口1666番地1の建築物の建築確認の有無についてであります。理事者側からは、建築物自身の建築確認については建築確認申請は提出されており、建築確認済証の交付は受けていることから建築確認は出されている。しかし、完了届が提出されていないため、建築確認検査済証は発行されていない。また、既存擁壁部分については建築確認申請は提出されていないとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、建築確認検査済証がない建築物は違法建築となるのかという問いがあり、建築確認検査済証がない建築物は建築基準法第7条の完了検査を受けていない手続違反となるが、当該建築物が建築基準関係規定に適合しているか、していないかという実態確認をしていないので、違法建築かどうかということについてはわからないという答弁がありました。委員からは、そもそも建築確認の有無の見解の違いの発端は理事者側の明らかな発言誤りからであり、理事者側はそれを認めて発言を訂正し、市民に知らしめ終結すべきであるとの意見がありました。

この意見に対し、理事者側から、これまでの委員会や一般質問などの議会審議の中で建築確認の有無について、それが建築物に係るものであるのか、擁壁部分に係るものであるのか、その質問の意図、範囲をはかりかね、説明不足や一部間違った答弁をしたこと、また、一般質問時の答弁においても、旧新庄町の土地開発公社の理事長を当時の副町長である旨の発言が、正しくは当時の町長であったことについて間違った答弁をしたことの説明と謝罪がありました。

次に、建築物の取得の経緯につきましては、理事者側から説明がありましたが、当時の旧町時代の事象であり、またこれまで総務文教常任委員会においても議論されていることなどから、これ以上掘り下げて議論するより新たな葛城市の建設に向かっていくべきであるとしてとどめ、給食センター予定地の建築の取得に関する事項についての審査を終了いたしました。

以上で都市産業常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

**寺田議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上でございます。

最後に、今回提出されました意見書等につきましては、既に配付いたしております2件でございます。それぞれ、所管において取扱いについてご協議を願いますよう、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

岡本君。

**岡本議員** 今、川辺委員長の報告の中で、その当時副町長というのは誰もおりませんので、それを訂正していただきたいと思います。副町長というのは誰もおりません。誰もおりませんので、その文言を訂正してもらわんと議事録に残っていきますやん。よろしく願いします。

**寺田議長** わかりました。後でまたやります。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

山下市長。

**山下市長** 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成25年第3回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろは議会活動を通じまして、市民の皆様一人一人の幸せづくりのためにご活躍をいただいておりますことに対しましても、敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、報告案件が3件、認定案件が10件、議決案件が11件の合わせて24件でございます。それぞれ提案の際におきまして、その都度内容をご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくご申し上げます。

**寺田議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、西井覚君、11番、川辺順一君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

5番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** それでは、平成25年第3回葛城市議会定例会の開催に当たりまして、去る8月30日及び9月3日に議会運営委員会を開会いたしまして、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告を申し上げたいと思います。

初めに、議事日程及び審議方法でございます。

まず、日程第3、報第8号議案につきましては報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみ行います。

次に、日程第4、報第9号及び日程第5、報第10号の2議案につきましても報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみ行います。

続きまして、日程第6、認第1号から日程第15、認第10号までの決算認定10議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会から3名ずつ選出をされました9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第16、議第37号及び日程第17、議第38号の指定管理者の指定2議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第37号につきましては総務文教常任委員会に、議第38号につきましては民生水道常任委員会にそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第18、議第39号から日程第22、議第43号までの条例改正 5 議案につきましても一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、議第39号及び議第40号につきましては総務文教常任委員会に、議第41号、議第42号及び議第43号につきましては民生水道常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願いたいと思います。

次に、日程第23、議第44号から日程第26、議第47号までの補正予算 4 議案につきましても一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、議第44号の一般会計補正予算については、それぞれの関係部分を所管の各常任委員会に分割付託し、審査をお願いいたします。また、議第45号及び議第46号につきましては民生水道常任委員会に、議第47号につきましては総務文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

以上で1日目は散会といたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日9月6日から26日までの21日間とし、9月10日午前10時より本会議を開会し、一般質問を行います。11日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。12日午前9時30分より総務文教常任委員会、13日午前9時30分より民生水道常任委員会、17日午前9時30分より都市産業常任委員会、同じく17日午後2時より尺土駅前広場整備事業特別委員会を開催願いたいと思います。18日、19日、20日の3日間はいずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催願います。9月24日は予備日とし、25日午後2時より新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会を開催願います。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査、また、尺土駅前広場整備事業特別委員会、新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会におかれましては、所管事項の調査について審査をお願いいたしたいと思います。26日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を、それぞれの委員長より報告を願います。その後、各常任委員会に付託をされました議案については、委員長より審査結果について報告を願ひ、質疑、討論の後、採決をお願いいたしたいと思います。そして、付託議案の全ての議案が採決終了後、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の欠員に伴い、議会議員選挙を行います。

次に、意見書(案)等についてでございますが、お手元に配付のとおり、2件の提出がございました。それぞれの所管におきまして、ご採択のご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみでございます。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限がございません。また、制限の時間につきましては、質疑、答弁を含めまして1人60分以内といたします。

以上でご報告でございました。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。以上でございます。

**寺田議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日6日から26日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日6日から26日までの21日間とすることに決定



いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第8号、平成24年度葛城市継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました報第8号、平成24年度葛城市継続費精算報告書の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成23年度、平成24年度の2カ年事業として継続費を設定し、事業を進めてまいりました磐城第二保育所整備事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**寺田議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件については法の規定により報告のみでございますので、ご了承お願いいたします。

日程第4、報第9号、平成24年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告及び日程第5、報第10号、平成24年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2議案を一括議題といたします。本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました報第9号及び報第10号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、報第9号、平成24年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、各地方公共団体はこの健全化判断比率により健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。それでは、本市の健全化判断比率についてご説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率、この比率は一般会計等、すなわち本市におきましては一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊苑事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合、実質収支は黒字であり、実質赤字額はございません。

2つ目の比率である連結実質赤字比率、この比率は一般会計等及び公営事業会計の全会計、すなわち一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、一般会計、特別会計、水道事業会計の実質的な収支は黒字、資金不足は発生しておらず、結果、この連結実質赤字額につきましてもございません。

3つ目の比率である実質公債費比率、この比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、平成22年度、23年度、24年度の3カ年平均で8.6%であり、これは早期健全化基準である25.0%をかなり下回っております。

4つ目の比率である将来負担比率、この比率は一般会計、特別会計、水道事業会計、土地開発公社、本市が加入している一部事務組合、広域連合等をも含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、48.3%であり、これは早期健全化基準である350.0%を大きく下回っております。

このように、平成24年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと早期健全化基準よりもかなり下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。しかしながら、新市建設計画における大規模事業を執行していく中、今後の市債や公債費の状況を踏まえ、財政運営に当たってはこれまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えます。

次に、報第10号、平成24年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本報告につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましても、平成24年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引額は180万453円と黒字となっております。資金不足は発生いたしておりません。しかし、歳入におきましては一般会計から9億9,100万円の繰り入れをいたしておりますので、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道使用料金の確保、効率的な維持管理を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

また、水道事業会計の資金不足比率につきましても、県水の受水費等の未払い金を含む流動負債1億3,442万4,981円に対しまして、現金預金等の流動資産は24億8,409万1,194円でございます。流動資産が流動負債額を上回っておりますので資金不足は発生しておりません。しかし、今後は老朽施設の耐震工事等、改良補修に多額の費用を要する時期を迎える中、今まで以上に事業の効率化に努めて取り組んでまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**寺田議長** 次に、監査委員より報第9号及び報第10号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比

率の審査結果についての報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

**柴田代表監査委員** おはようございます。それでは、ただいまから平成24年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付しております意見書のとおりでございます。

審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類について適正に作成されているものと認めます。

葛城市においては、健全化判断比率に係る4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っている健全な財政状況であります。しかし、今後、新市建設計画による事業の執行により公債費率、借入金が増加することと、また基金が減少すること等による財政状況を踏まえ、より一層の歳入の確保、歳出の削減に向けた取り組みが必要と考えられております。決して安心した状態ではないと判断をしております。

今後とも行財政改革を積極的に推進されるとともに、行政評価制度を有効に活用して、より一層効率的な組織運営と事務事業の点検、見直しを行うなど、経費全般についても徹底した節減、合理化に努められるようお願いをいたします。また、地域経済の活性化をもたらす、少しでも新たな財源が確保できるよう、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行政運営を推進されるよう強く要望いたします。

以上をもちまして、財政健全化及び経営健全化審査の報告といたします。葛城市監査委員柴田修、同じく南要。

以上でございます。

**寺田議長** 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本2議案についても法の規定により報告のみでございますので、ご了承を願います。次に、日程第6、認第1号から日程第15、認第10号までの決算認定10議案を一括議題といたします。本10議案につき、提出者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、認第1号、平成24年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は149億7,752万6,764円で、予算現額に対する収入率は84.3%でございます。また、歳出決算額は138億808万9,516円で、予算現額に対する執行率は77.8%となっております。歳入歳出差引残額は11億6,943万7,248円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3億9,445万

1,445円を差し引いた実質収支額は7億7,498万5,803円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては8億5,059万4,000円の増額となっております、平成24年度末の現在高は43億1,802万5,000円となっております。

次に、認第2号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は40億4,730万7,856円で、予算現額に対する収入率は100.0%でございます。また、歳出決算額は39億4,606万3,882円で、予算現額に対する執行率は97.5%となっております。歳入歳出差引残額は1億124万3,974円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減はなく、平成24年度末の現在高は52万2,000円となっております。

次に、認第3号、平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では歳入決算額は20億3,057万1,706円で、予算現額に対する収入率は98.3%でございます。また、歳出決算額は20億2,599万6,402円で、予算現額に対する執行率は98.1%となっております。歳入歳出差引残額は457万5,304円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、2,392万4,000円の減額となっております、平成24年度末の現在高は1億3,405万6,000円となっております。

次に、介護サービス事業勘定では歳入歳出決算額はともに2,669万66円で、予算現額に対する収入支出の執行率はともに93.5%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は15億1,622万9,848円で、予算現額に対する収入率は95.8%でございます。また、歳出決算額は15億1,442万9,395円で、予算現額に対する執行率は95.6%となっております。歳入歳出差引残額は180万453円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4万8,000円を差し引いた実質収支額は175万2,453円でございます。

次に、認第5号、平成24年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は4億3,313万647円で、予算現額に対する収入率は98.5%でございます。また、歳出決算額は4億1,732万8,864円で、予算現額に対する執行率は94.9%となっております。歳入歳出差引残額は1,580万1,783円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,554万円を差し引いた実質収支額は26万1,783円でございます。

次に、認第6号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は412万4,666円で、予算現額に対する収入率は107.4%でございます。また、歳出決算額は380万2,681円で、予算現額に対する執行率は99.0%となっております。歳入歳出差引残額は32万1,985円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は656万8,877円で、予算現額に対する収入率は31.8%でございます。また、歳出決算額は525万319円で、予算現額に対する執行率は25.4%となっております。歳入歳出差引残額は131万8,558円となり、翌年度へ繰り越すべき財源120万円を差し引いた実質収支額は11万8,558円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては58万1,000円の増額となっております、平成24年度末の現在高は2億3,508万9,000円となっております。

次に、認第8号、平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,427万8,294円で、予算現額に対する収入支出の執行率はともに77.4%でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第9号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は2億9,484万6,007円で、予算現額に対する収入率は98.6%でございます。また、歳出決算額は2億9,461万5,407円で、予算現額に対する執行率は98.5%となっております。歳入歳出差引残額は23万600円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第10号、平成24年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては6億6,486万1,781円で、予算現額に対する収入率は99.8%でございます。一方、水道事業費用は6億1,192万1,130円で、予算現額に対する執行率は92.8%となっております。なお、決算額そのものには消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は4,767万285円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は7,397万2,175円で、予算現額に対する収入率は249.9%でございます。一方、支出額は3億3,877万9,765円で、予算現額に対する執行率は91.5%となっております。この資本的収支における2億6,480万7,590円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金を補ってまいりました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願いを申し上げます。

**寺田議長** 次に、監査委員より認第1号から認第10号まで、以上10議案の決算審査結果についての報告を求めます。

代表監査委員、柴田修君。

**柴田代表監査委員** それでは、ただいまから平成24年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の決算審査の結果について報告をいたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。

審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしました意見書のとおりであります。

審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種の基金の運用状況を示す書類につき、関係諸帳簿と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況について検討をいたしました。あわせて、必要に応じて関係職員から説明も聴取し、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合、点検をいたしましたところ、計数は正確であると認め、予算執行の状況についてもおおむね適正であると認めました。

しかし、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の全般にわたって、収入未済額いわゆる未収入でございますが、収入未済額が恒常的、慢性的に生じている傾向になっております。市税の現年度分と過年度分を含む滞納金の徴収については、延滞金を含めて厳格に徴収されております。平成24年度も引き続き早期収納に向けて取り組まれてきましたが、前年度と比

較して収納率はわずかに下降しております。収入済額も減額となっております。景気の低迷、所得の落ち込み等が要因と考えられるところではありますが、市税を初め、負担金及び使用料、手数料等の収入未済額については、歳入の確保と負担の公平を期する上からも、滞納の理由、状況等については十分に分析の上、より効果的な収納対策を講じ、早期収納に向けて、なお一層の努力を願うものであります。

また、不納欠損については実態の把握に努め、関係法令等に基づき時効中断の手続を適切、適時に行い、安易に時効完成による不納欠損処分を行わないように、厳正に事務執行をお願いしたいものであります。

次に、今後、各公共施設は老朽化により多額の維持補修費が必要と予測されるために、使用料の見直しを、また手数料全般についても経費等を考え、受益者負担の適正化を検討されるようお願いをいたします。そして、各種事業補助や団体補助などの補助事業の執行については、補助の目的、効果、必要性を十分に見きわめ、補助金の増額、減額を含め、交付金を適正に執行されるよう、特に理事者及び議会に要望をいたします。

次に、公共バスの運行や公共施設での講座、教室の事業については、利用度が一層高まるよう、また有効に活用されますように取り組みられることをお願いいたします。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各種特別会計については、市全体の決算額の大きな割合を占めており、今後も高齢化及び医療制度の医療費や介護認定に伴う事業量の増加が見込まれます。市民が健康で長命できるよう、疾病の予防に重点を置いた保健事業や地域支援事業の推進を図られるよう望むものであります。

次に、水道事業会計であります。水道事業会計については万全の経営計画のもと、安定した財政基盤を堅持しておりますが、今後、経営を考えたときに更なる経費の節減、事業の効率化を図られるとともに、地震災害対策も配慮しながら、水道事業本来の使命である安全で良質な水の安定供給に努められますよう望みます。

本年度の一般会計決算の前年度との比較では、歳入歳出とも増額の決算となっており、実質的収支も黒字となっております。また、性質別経費では主に人件費、扶助費、普通建設事業費等が増加し、物件費、公債費等が減少しております。厳しい財政状況の中であって、主要事業としての尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業を初め、街路、吸収源対策公園緑地事業や土地改良事業、下水道事業等の普通建設事業が執行されており、全般的に見て順調な決算と言えますが、繰越しされているものが非常に多く見られます。早期に完了されることを望みます。

一方、引き続き日本の経済の景気の動向は不透明で、本市においてもその先行きは不安定な状況にあると考えております。市税の減少や地方交付税等の見直しにより経常一般財源は減少の一途にあり、一方で医療費を初め、扶助費、各会計への繰出金、新市建設計画に伴う事業の執行により、本市の財政を取り巻く環境は非常に厳しいものが続いております。このような内外の厳しい社会経済情勢のもとにあって、本市では子どもたちを初め、市民が安心して暮らせるまちづくりのために各種施策の推進をしなければなりません。これまでも、事務事業の整理、合理化、組織機構の再編、定員管理と給与の適正化及び経費の節減合理化、

財政健全化に向け、全庁を挙げて取り組まれているところでありますが、さらに審査の結果を踏まえて、より一層効率的な組織運営と事務執行の抜本的な見直しなど、経費全般についても徹底した削減、合理化をされるよう強く希望をいたします。将来を展望した計画的な行財政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民のニーズに適切に対応し、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう取り組まれ、公正で透明な行政運営に努められますよう望むものであります。加えて住民の健康と福祉の増進に一層の努力を願うものであります。

以上をもちまして、審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員柴田修、同じく南要であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**寺田議長** 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案につきましては、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10議案につきましては、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時40分

**寺田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおりでございます。議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告を申し上げます。

決算特別委員会委員長、西川弥三郎君、同じく副委員長、赤井佐太郎君。以上でございます。

そして、先ほど都市産業常任委員会の閉会中の委員長報告のときでございますが、岡本議員から少し訂正願いたいということで、当時副町長という発言につきましては当時の助役ということで訂正をいたしますので、これを認めていただきたいとご了承お願いいたします。

次に、日程第16、議第37号及び日程第17、議第38号の指定管理者の指定2議案を一括議題といたします。本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第37号及び議第38号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第37号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定期間が平成26年3月31日で満了することに伴い、当施設の指定管理者の公募を行い、弁護士及び公認会計士等の学識経験者を含む指定管理者選定委員会におきまして、共同事業体コナミスポーツ&ライフ・近鉄ビルサービスグループを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で予定しております。

次に、議第38号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、葛城市福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」の指定管理者の指定期間が平成26年3月31日で満了することに伴い、引き続いての公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため指定管理者を指定するもので、民間の中核的な社会福祉団体であり、長年福祉総合ステーションの管理運営に実績のある社会福祉法人葛城市社会福祉協議会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**寺田議長** これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第37号議案につきましては総務文教常任委員会に、議第38号議案につきましては民生水道常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第39号から日程第22、議第43号までの条例改正5議案を一括議題といたします。本5議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第39号から議第43号までの5議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第39号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定する学校ごとに学校運営協議会を設置する旨の規則の公布、施行を予定しております。それに伴い、学校運営協議会の委員の報酬の額を本条例で定めるものでございます。平成25年10月1日から施行するものでございます。

次に、議第40号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、また同法による



改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

また、当該条例改正とあわせて寄附金税額控除の対象となる寄附金の追加を行うものでございます。主な改正内容につきましては、まず市内に主たる事務所を有し、県条例指定の法人等に関与する寄附金については個人市民税の税額控除を受けることができるというもので、平成26年1月1日から施行するものでございます。

次に、個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し等の改正で、平成28年10月1日からの特別徴収に適用するものでございます。

最後に、金融所得課税の一体化に伴う個人市民税の課税方式の見直し等の改正で、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、議第41号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、さきにご説明いたしました葛城市税条例の一部改正と同様、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、国民健康保険税の課税の特例について規定した附則の法改正等に合わせた改正と法律にあって条例にも規定すべきもの、また条例として規定すべきでないもの等について見直しされたことによる規定の削除等を行うものでございます。平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、議第42号、葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、子育て家庭への経済的な支援の一環として子どもたちの健やかな成長と福祉の増進を図るため、乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大を図るものでございます。改正内容につきましては、小児の対象年齢を現行では小学校卒業・修了時までとしているものを、改正後は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものまでとし、さらにその助成の範囲についても現行では入院と歯科診療分に限っているものを、改正後は入院、通院の全ての医療費を対象とするものでございます。平成26年4月1日から施行するものでございます。

最後に、議第43号、葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせ、平成26年1月1日以後、延滞金の利率が引き下げられることに伴い、本条例を改正するものでございます。改正内容につきましては、葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例で規定しております延滞金の額について、葛城市税条例の例により計算した額とするものでございます。平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**寺田議長** これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑をいたします。

質疑はありませんか。

朝岡君。

**朝岡議員** ただいま一括で上程をいただきました議第39号から議第43号までの5議案について、一括質疑ということでございますので、市長に提案理由の説明について若干の質疑をさせていただきたいと思っております。

日程第21の議第42号の葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについてでございます。これは先ほど来、提案理由の説明にありましたように、子どもの子育ての支援の一環として健やかな成長、そしてまた福祉の増進という観点で経済的負担を軽減するという制度でございます。合併当初から県に先駆けて葛城市はこの制度を創設されて、多くの市民が活用されているということで、このたび私もこの任期の間、一般質問等で多く取り上げさせていただいて、また山下市長が葛城市を担われるようになってからも、山下ビジョンの柱としてこの制度の重要性をご認識いただいて、さまざまな議論を交わしてきたところでございます。

平成22年度でしたか、山下市長から今の制度でございます、本来では就学前の子どもに対して、当時の制度から歯科診療と入院については小学校卒業時まで拡充をされて年齢制限の対象を引き上げられた。なおかつその制度の拡充をされたということでございます。昨年6月でございましたか、私が一般質問でこの財政的な観点も含めて質問をさせていただきました。当時の総務課長並びに市民生活部長、また山下市長からもご答弁をいただいたわけですが、その中でこの制度の重要性を認識した上で来年度から大いに拡充を図りたいと、このようなご答弁をいただいたことを記憶いたしております。

今、ご提案がございましたように、その制度がこのたび中学校卒業時までとなり、また対象年齢も引き上げられ、またその制度の範囲も歯科診療、入院にかかわらず全ての診療科目をこの適用範囲をとすると。このように大幅に拡充されたことについては大きな高い評価と感謝をいたしておるところでございますが、そのときの市長のご答弁にもありましたし、また、この間、市長の選挙にも大きな山下ビジョンの柱として、この制度についての拡充をマニフェストとして掲げられたところでございますが、本来は私は平成25年度、本年度よりこの制度が、今申し上げられたような拡充措置が図られるだろうと、このように期待をいたしておりましたが、今の説明でございますと、この後の常任委員会でのご議論の後、議決を経て平成26年4月1日からの施行ということで、ですから1年間この制度がそのまま、運用が従来の制度のままであると、こういうことでございますが、この間の1年間、この制度が引き延ばされたことについて、市長にご見解を求めておきたいと思っております。

**寺田議長** 市長。

**山下市長** 朝岡議員の質問にお答えさせていただきます。

当初、私も平成25年度からの導入を目指すべくということで、市長選挙の折からそのように申し上げ、取り組んでまいったところでございますけれども、いざ担当者と話が詰めさせていただきますと、現在この制度を活用していただいている方々に対しましては、各保険の自己負担分2割ないし3割等窓口で払っていただいて、その際に払ったという書類をもう一

度市役所の方に提出をしていただいて、それを確認した後に振り込ませていただくということを見せていただいております。担当者に確認をいたしますと、これを窓口で一定の割合、2割、3割の自己負担分をいただくのは変わらないんですけども、今まではその際に払ったという書類を市役所まで持ってきてもらわなくちゃいけなかったものを、自動で償還できるようにシステムを変えるのにもう少し時間を待っていただきたいということでございました。本当に純粋にこちらの事務的な手続、またできるだけスムーズにこれができるようにというシステムの構築のために若干開始がおくれたということに関しまして、こちらの努力不足であったらうというふうに思いますけれども、しっかりと来年度4月1日からできるように努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

**寺田議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 市長の方から1年間の経過の説明をいただきました。この制度が更に使いやすいというか、活用しやすくするために自動償還という制度のシステムを構築するため1年間の猶予が必要やったと、こういうことでございます。この制度の運用については、先ほど来申し上げているように経済的な支援、子育て支援の大きな柱として経済的な負担を軽減するという制度でございます。この条例が審査をする委員会ですっきりとご議論をいただいて、この条例が平成26年4月1日より対象年齢が拡大され、そしてまた助成範囲が広がるという制度の拡充については大いに期待をするところでございます。

以上でございます。

**寺田議長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第39号及び議第40号の2議案につきましては総務文教常任委員会に、議第41号、議第42号及び議第43号の3議案につきましては民生水道常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

ここで、私からちょっとお願い事がございます。今、朝岡議員から質問がありましたが、これは付託案件でございますので、民生水道常任委員会ですっきりと議論をしていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。以上です。

次に、日程第23、議第44号から日程第26、議第47号までの補正予算4議案を一括議題といたします。本4議案につきましても、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第44号から議第47号までの4議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第44号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億73万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億2,312万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、総務費では合併10周年記念映像作成業務

委託料、民生費では保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、農林商工費では農地費及び団体営土地改良事業費の追加、教育費では学校給食特別会計への繰出金及び新庄小学校渡り廊下改築工事に係る工事請負費の減額等の補正をそれぞれお願いするものでございます。

また、第2条では、着地型旅行商品創出支援事業に係る継続費、平成25年度から平成26年度までの2カ年度の総額及び年割額を定め、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第45号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,376万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,767万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、平成24年度の国庫負担金の精算に伴う償還金の追加及び後期高齢者支援金、介護納付金等の減額等でございます。

次に、議第46号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては保険事業勘定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億585万7,000円とするものでございます。補正内容につきましては、前年度決算によるものでございます。歳入につきましては国庫負担金支払基金交付金、県負担金及び繰越金の追加でございます。歳出につきましては償還金の追加でございます。

最後に、議第47号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、国の平成24年度補正予算（第1号）で創設されました地域の元気臨時交付金の交付限度額が示されたことによりまして、本交付金を学校給食センター建設事業費に全額充当するものでございます。補正内容につきましては、歳入の国庫補助金として地域の元気臨時交付金1億732万4,000円を新たに予算計上し、同額を歳入の繰入金で減額するものでございます。歳入内で財源振替を行うものでございまして、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億80万円となるわけでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**寺田議長** これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第44号議案につきましては、3つの常任委員会に関係部分をそれぞれ分割付託し、審査願います。議第45及び議第46号の2議案につきましては民生水道常任委員会に、議第47号議案につきましては総務文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおりでございます。10日、11日、26日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集を願います。

なお、12日午前9時30分から総務文教常任委員会、13日午前9時30分から民生水道常任委員会、17日午前9時30分から都市産業常任委員会、同じく17日午後2時から尺土駅前広場整備事業特別委員会、18日、19日、20日それぞれ午前9時30分から決算特別委員会、25日午後2時から新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時の審査をよろしくお願いしたいと思います。

皆様方におかれましては、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時04分